新潟市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護部会運営要綱の一部改正について

１　改正理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第２９号）が公布され、児童福祉関連施設等の職員による虐待（以下、「被措置児童等虐待」という。）に関する児童福祉審議会等の所掌事務が追加されたため、児童養護部会運営要綱の関連する一部を改正するもの。

２　改正概要

・児童福祉法等の改正により被措置児童等虐待の通報義務等の対象に保育所等（※）が加えられたことを受け、児童養護部会として審議・意見陳述を行うために必要な場合は、保育所等の施設・事業の有識者を招集し、その者の意見を聴くことができることを追加する。

（※）被措置児童等虐待の通報義務等の対象に追加された施設

施設・事業類型	所管課
保育所、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、地域型保育事業、認可外保育施設、乳児等通園支援事業	幼保支援課
放課後児童健全育成事業、児童館	こども政策課
子育て短期支援事業、意見表明等支援事業 児童自立生活援助事業、母子生活支援施設	こども家庭課